#### タイムズカーレンタル法人会員サービス規約

## 第1条 (レンタカー法人会員制度の目的)

レンタカー法人会員サービス(以下「本サービス」という)は、タイムズモビリティネットワークス株式会社及びタイムズモビリティネットワークス株式会社がフランチャイズ契約を締結したフランチャイズ加盟店(以下総称して「タイムズモビリティネットワークス」という)が、第3条のタイムズ法人会員のうち本サービスの利用を承認された者(以下「法人会員」という)に対し、ビジネスを主目的としたレンタカー利用の利便性をはかるための各種サービスを提供するものである。

#### 第2条(法人会員)

法人会員は、タイムズモビリティネットワークスが本サービスの提供を受ける法人会員として適格性があると判断した法人又はそれに準ずる団体とする。

#### 第3条(法人会員の申込)

- 1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約を承認のうえ、タイムズ24株式会社(以下「タイムズ24」という)が別途定める「タイムズ法人会員規約」に基づきタイムズ法人会員の入会申し込みを行い、タイムズ法人会員となった者が申し込むものとする。
- 2. 前項の申込を受けた場合、タイムズモビリティネットワークスが本サービスの利用を承認した法人を、本サービスにおける法人会員とする。なお、所定の審査の結果によっては、タイムズモビリティネットワークスは、法人会員の申し込みを拒絶することができる。
- 3. 法人会員は、タイムズ法人会員規約に定める会員資格の停止若しくは取消事由に該当し、又は、当該 法人会員が利用を承認されたサービスに関する規約又は約款に定める利用資格の停止若しくは取消事 由に該当した場合には、本サービスの利用資格も停止又は取り消されるものとする。

## 第4条 (レンタカーの利用)

- 1. 本サービスにおいてレンタカーを利用できる者は、法人会員に所属する役職員とする。
- 2. 法人会員は、本サービスを利用する場合、タイムズカーレンタル貸渡約款を承認のうえ、自動車運転 免許証の他にタイムズビジネスカードと法人会員が発行する身分証明書等の、当該法人会員の役職員 であることの証明となるものを提示し、タイムズモビリティネットワークスの発行する自動車貸渡契 約書等に署名することにより、レンタカーを借受けることができるものとする。
- 3. 本サービスに基づき法人会員がレンタカーを利用する場合のレンタカー貸渡料金及び付帯条件は、タイムズモビリティネットワークスが別途定めるものに従う。

## 第5条(代金決済)

1. 法人会員は、原則として、タイムズモビリティネットワークスに対するレンタカー貸渡料金等の債務 (以下「レンタカー利用代金」という)を、タイムズ法人会員規約に基づき支払うものとする。

- 2. 法人会員の役職員がレンタカーの借受期間中に起こした放置駐車違反に対し、違反者本人が支払い期限までに駐車違反に係る反則金を支払わない場合、法人会員は、タイムズモビリティネットワークスに駐車違反関係費用を支払うものとする。
- 3. 法人会員が、本規約に基づきタイムズモビリティネットワークスに対し負担するレンタカー利用代金 を約定期日に支払わない場合には、法人会員は、その日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合に よる損害金を付加して支払わなければならないものとする。
- 4. 前項の定めに拘らず、タイムズモビリティネットワークスが別途承認する場合は、法人会員は、レンタカー利用代金その他第2項、第3項に規定する金銭債務が発生する都度、直ちに当該金銭債務を現金又はクレジットカードにてタイムズモビリティネットワークスに直接支払うものとする。
- 5. 法人会員がレンタカー利用代金その他第2項、第3項に規定する金銭債務の支払いを怠り、又は第8 条に記載の事由が発生した場合、タイムズモビリティネットワークスは、法的措置を講じることがで きる。また、タイムズモビリティネットワークスがレンタカー利用代金の回収に要した費用(弁護士 費用を含む)は、すべて法人会員が負担するものとする。

### 第6条(相殺)

タイムズモビリティネットワークスは、本規約その他の取引に基づき法人会員に対し金銭債務を負担する ときは、法人会員がタイムズモビリティネットワークスに対し負担するレンタカー利用代金その他の金銭 債務といつでも相殺することができるものとする。

### 第7条(本サービス利用の終了)

法人会員は、本サービスの利用の終了を希望する場合、タイムズモビリティネットワークス及びタイムズ 法人会員サービスの運営者に対して所定の方法で届出することにより、いつでも本サービスの利用を終了 することができるものとする。ただし、この場合、法人会員はタイムズモビリティネットワークスに対し、 その時点ですでに発生している一切の債務をすべて弁済するものとする。

## 第8条(本サービスの利用資格の停止、取消)

法人会員に以下の各号の一つにでも該当する事由が発生したときには、タイムズモビリティネットワークスは、任意の判断により当該法人会員の本サービス利用資格を取り消すか、又はレンタカー利用を一時的に中止することができるものとする。なお、本サービスの利用資格が取消となった場合、法人会員は、タイムズ法人会員としての資格も喪失し、タイムズ法人会員サービスの運営者に対し、タイムズビジネスカードを返却するものとする。

- (1) 本サービスの申込内容に虚偽の申告があったとき。
- (2) 本規約の条項の一つにでも違反したとき。
- (3) タイムズモビリティネットワークスに対するレンタカー利用代金やその他取引の債務の履行を怠ったとき。
- (4) 営業を休、廃止し、又は解散したとき。

- (5) 強制執行、保全処分、滞納処分を受け、又は破産、会社更生、特別清算、民事再生手続その他これらに類する手続きの申立てがあったとき。
- (6) 支払停止もしくは支払不能の状態となり、又は手形交換所もしくは銀行の取引停止処分を受けたと き。
- (7) 営業が引き続き不振であり、又は営業の継続が困難であるとタイムズモビリティネットワークスが 判断したとき。
- (8) タイムズ法人会員サービスの資格を喪失したとき。
- (9) 法人会員又は利用者が、次の(i) から(vi) までのいずれかに該当したことが判明した場合
  - (i) 暴力団 (ii) 暴力団員 (iii) 暴力団準構成員 (iv) 暴力団関係企業 (v) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等 (vi) その他前記 (i) から (v) に準ずる者
- (10)(10)法人会員(当該法人会員の役員等を含む)又は利用者が、自ら又は第三者を利用して、次の (i)から(v)までのいずれかに該当する行為をした場合
  - (i) 暴力的な要求行為 (ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (iv) 風説を流布し、偽計を用いてタイムズモビリティネットワークスの信用を毀損し、又は、タイムズモビリティネットワークスの業務を妨害する行為 (v) その他前記 (i) から (iv) に準ずる行為
- (11) タイムズ法人会員サービスの各種サービスに関する規約、約款に定めるサービス利用資格の停止 及び取消事由に該当し、当該利用サービスの利用資格を停止又は取消されたとき

### 第9条 (届出事項の変更)

- 1. 法人会員は、商号、氏名、住所、電話番号等の届出事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を所定の届出書によりタイムズモビリティネットワークス及びタイムズ法人会員サービスの運営者に通知するものとする。
- 2. 法人会員が前項の届け出をしないことによりタイムズモビリティネットワークスに生じた損害については、法人会員はその損害賠償の責任を負うものとする。

#### 第10条(法人会員情報)

法人会員情報の取り扱いについては、タイムズカーレンタル貸渡約款に定める個人情報の利用の目的に係る条項に従うものとし、法人会員はこれを異議なく承諾するものとする。

#### 第11条 (規約の変更及び承認)

- 1. タイムズモビリティネットワークスは、法人会員の事前の承認なしに、次項に定める方法により、本規約を変更することがある。
- 2. 本規約の変更は、変更内容をタイムズカーレンタル貸渡約款第36条第5項所定のホームページ(以下「本ホームページ」といいます。) に掲載する方法で法人会員に告知することにより行うものとする。
- 3. 前項に基づく本規約の変更は、変更内容を本ホームページに掲載した時点で効力を生ずるものとする。

# 第12条(合意管轄裁判所)

本規約に基づく法人会員とタイムズモビリティネットワークスとの諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合の管轄裁判所は、タイムズモビリティネットワークス又はタイムズ法人会員サービスの運営者の所在地を管轄する裁判所とする。

(2016年5月1日制定)